

会 議 結 果 報 告 書

令和5年11月10日

会議の名称	令和5年度 第1回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和5年11月10日（金）10時00分～11時30分
開催場所	志木市役所中会議室3-1
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、上田将史委員、神野直弘委員、竹前榮二委員、渡辺修一郎委員 (計5人) さいたま家庭裁判所 山本主任書記官 (計1人)
欠席委員	飯村史恵副会長 (計1人)
説明員	高山佳明主幹、高橋美環主任 (計2人)
議 題	(1) 第2期成年後見制度利用促進基本計画の進捗について(資料1) (2) 志木市基幹福祉相談センターについて(資料2) (3) 志木市地域共生社会を実現するための条例について(資料3) (4) 第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて(資料4)
結 果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局職員	中村修福祉部長 的場裕行共生社会推進課長 黒澤多恵副課長、 高山佳明主幹、高橋美環主任
署 名	(議長)大貫 正男 会長..... (署名人)上田 将史 委員.....
1 開会 委嘱状交付、委員推薦により、会長は大貫委員、また事務局案により、副会長は飯村委員が選出され、全会一致で承認された。 2 あいさつ 会長)本市は、全国に先駆けて志木市成年後見制度の利用を促進するための条例を作成し、先進的に成年後見制度利用促進に取り組んでおり、市民が安心して生活ができる体制を作っている。 3 議 事 (1) 第2期成年後見制度利用促進基本計画の進捗について(資料1) 説明員)資料1に基づき説明 (2) 志木市基幹福祉相談センターについて(資料2) 説明員)資料2に基づき説明 委員)法律専門職への相談はどのように対応しているのか。 事務局)センターに常駐している福祉専門職が相談に応じ、そのなかで、弁護士や司法書士への相談が必要な内容をつないでいる状況。 委員)任意後見の相談件数がまだ少ないが、12月9日(土)13時から予定されてい	

る、総合福祉センターホールにて予定されている成年後見制度講演会においても内容が周知されるのか。

事務局) お見込みのとおり。後見制度、任意後見制度を分かりやすく説明する内容を予定している。障がいのある方も含め、多くの方に周知するため障がいの理解促進事業とあわせて開催する。また、講師は、平澤司法書士で基幹福祉相談センターの法律専門職の相談員でもあり、障がい者自立支援協議会の委員でもあることから、市民の方にも馴染みのある講師としてお願いしている。

会長) 法定後見人は、任意後見人を利用していない方が利用するという考え方になっているので、自己決定の尊重という意味でも今後も周知が必要である。

委員) 基幹福祉相談センターへの電話相談の内容はどのようなものか。

事務局) 後見の問い合わせや匿名相談である。問い合わせ後、改めて窓口にて相談を案内する場合もある。

委員) 訪問は、どのような時にされているのか。

事務局) 生活困窮の方や障がいの方、訪問でないとお会いすることが難しい方の対応をしている。

委員長) 市民後見人の輩出については、市民後見人と司法専門職の複数後見で実施しているケースがある。難しい場合もあるが、軌道に乗れば市民後見人の方も自信を持って対応できるようになるのではないかと考えている。

委員) 家裁への報告は、財産管理は司法専門職が行うなど権限分掌をして対応していく必要があるが、専門職が行うことで安心もできるが市民後見人の一人立ちが難しくなるものもあるのではないかという懸念もある。

委員) 未成年の相談は、ヤングケアラー相談なのか。

事務局) 未成年で障がいのある方の関係者が将来的な後見制度の利用を考えての相談があったと伺っている。

(3) 志木市地域共生社会を実現するための条例について(資料3)

説明員) 資料3に基づき説明

委員) カタカナ用語については、細く説明があると分かりやすい。

委員) 配布先はどこか。

事務局) 小学生・中学生へ全校配布、町内会、民生委員にも会議にて説明をしながら直接お渡しすることができた。12月9日の講演会でも周知予定であり、また、市ホームページにも掲載してダウンロードできるようにしている。その他、市広報誌10月号でも特集をし、埼玉新聞でも県内初の条例として掲載された。今後は、様々な福祉関連計画に条例の考え方を反映することで、条例を浸透させていくこと。手話教室等の関連イベントでもご案内をすることで周知を図っていきたい。条例については、興味を持った方へ出前講座等で直接説明が可能なものである。

委員) 概要版が良いと感じた。ただ、法人の利用者の中で、冊子を開くこと自体の機会が少ない方がいるため、1枚ですぐにわかるようなものがあるといい。

事務局) ご意見を参考にさせていただく。

会長) 12月3日の市民まつりにて、人権擁護委員と合わせ啓発をするとよいのでは。

事務局) 人権推進室と調整し対応をさせていただく。

(4) 第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて(資料4)

説明員) 資料4に基づき説明

会長) 地域連携ネットワークといわれているが、大事なものは個人支援である。誰がその方を支えるのかが重要となっている。

委員) 基本的な方針、具体的な施策の中で、専門職との連携などを考えていかなければならない中で、虐待等による市町村申立てをスムーズに行うためには、現状、ケース会議を参集型が多いと思うが、リモート会議の活用などで速やかに開催もできることから、検討していく必要がある。

事務局) 個人情報の取扱の観点もあるが、リモート対応しているものもあるため、今後検討する内容になると考える。

委員) 市長申立ての手続きの省略がまだできるのではないか。親族照会が必須なのかも含め、家庭裁判所と連携して対応していくことが必要。

委員) 地域連携ネットワークは地域同士の連携が必須である。12月に町内会と民生委員の研修会を行う。顔を合わせ、民生委員や町内会同士の関係が構築できると良い。

事務局) 知らない方同士だと、発言をためらう傾向にあることから、顔合わせの機会は重要となる。

委員) ヤングケアラーへのバックアップ体制はどのようなになっているのか。

事務局) 今年度、小中学校を対象にヤングケアラー講座を開催した。また、次年度に向けヤングケアラーへの家事支援事業の提案している。潜在化されている課題もあることから、今後も調査をしながら対応していくことが重要となる。

(4) その他

①国や各国の動向について

会長) 厚生労働省の後見室は40代の方が室長となり、5～6名で構成されている。

現在は3類型の後見制度の見直し等を図っているところである。発端としては、家族会から、後見人は亡くなるまで選任され申立て時より状態が良くなることや不動産売却のために後見人をつけても、その後が必要ない場合など、制度が利用しにくいと声があがった。このため、障害者権利条約、ドイツの影響も受け、更新が必要なのではと協議されている。売買掛け金の保管人がいなくなる。また、スポット後見と山野目章夫氏が表現しているが、任意後見人をはじめ本人の状況に合わせた、段階が選べる監督のあり方が求められている。ドイツ民法の和本が作成され、公印の一般的効力や夫婦同士で財産管理ができるようになったことや世話の範囲、事前代理権など詳細に書かれている。韓国も斬新なアイデアで進めていることから、これらの最新情報を追っていく必要がある。

事務局) 医療行為への同意について、ドイツでは裁判所の許可を得たうえで認められている。

会長) 市民後見人の集いでも後見人の医療同意が議題にあがることが多い。

事務局) 弁護士が選任される理由は、法的紛争のため。それが終わった段階で、ほかの専門職など交代選任がスムーズにできるといい。

さいたま家庭裁判所) 志木市は先進的と言われているとおりと感じた。市民後見の単独選任は、志木市が先駆的である。市民後見人の活用や、後見人の交代、申し立てがスムーズにいくよう検討していきたい。